

国際会計基準審議会御中

2008 年 1 月 15 日

国際財務報告基準（IFRS）の改善を提案する公開草案に対するコメント

我々は、国際財務報告基準（IFRS）の改善を提案する公開草案（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた国際対応専門委員会のものである。

1. 我々は、本公開草案において示された年次改善プロジェクトにおける提案に基本的には賛成する。今回、我々が指摘した点も考慮して、さらに、より適切な改善に向けて検討していただきたいと考えている。
2. 以下では、同意しない又は懸念のある提案について、コメントをする。

質問 11

土地についての具体的な分類のガイダンス及び国際会計基準（以下「IAS」という。）第 17 号の建物と一般リースの分類ガイダンス間の矛盾を修正するために IAS 第 17 号の第 14 項及び第 15 項を改正する提案に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

3. 提案に同意しない。現行の IAS 第 17 号の第 14 項には「通常（normally）」という語句が入っていることから、本公開草案の結論の根拠で指摘されているような、第 8 項から第 12 項の一般原則との不整合に関する懸念は無用と考える。我々の考えでは、第 14 項は補足説明としての有用性が誤解の危険性を上回っており、削除の必要はない。

質問 14(a)

制度改定により将来勤務に関する給付を減額する場合に、将来勤務に関連する減額は縮小であり、過去勤務に関連する減額は負の過去勤務費用であることを明確化するように改定することに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

4. 現行の規定を改善する必要があることに同意する。
5. しかしながら、提案された改正では、不明確な取扱いが新たに生じるおそれがあることを懸念する。すなわち、IAS 第 19 号第 111 項（改正案）では、重要（significant）であることを縮小（Curtailments）の特徴として述べる一方で、第 111A 項では、将来勤務に関連する減額を縮小として、過去勤務に関連する減額を負の過去勤務費用として

いる。この場合、重要でない将来勤務に関連する減額はどのように取り扱うこととなるのか、疑問が生じる余地がある。したがって、この点について明瞭化を行う必要があるものとする。

質問 23

IAS 第 28 号の第 33 項を改正し、関連会社投資の減損損失を戻し入れる状況を明確にすることに賛成するか。同意しない場合、その理由は何か。

6. 提案に同意しない。改正案（IAS 第 28 号第 33 項）のように関連会社投資を単一の資産として減損テストを行う考え方を採るのであれば、その単一の資産の内容は持分投資（equity investment）と考えるほかないが、持分投資については減損損失の戻入れが禁止されている（IAS 第 39 号第 66 項及び第 67 項）。したがって、これについて減損損失の戻入れを認める本公開草案の提案には明らかな矛盾があると考えます。

質問 30

デリバティブの定義から、契約当事企業に特有の非金融変数にリンクした契約を除外する規定を削除する改訂案に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

7. 提案に同意する。ただし、ある契約の非金融変数が契約当事企業に特有なものなのかどうか不明確な状況が存在するのであれば、保険契約の定義に関しては問題点が残ることとなるため、引き続き検討が必要である。

我々のコメントが国際会計基準審議会（IASB）の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川郁生

国際対応専門委員会専門委員長

企業会計基準委員会委員長